

27 新子総運第 989 号

平成 27 年 10 月 15 日

新宿区学童保育連絡協議会
会長 岡本 眞理代 様

子ども家庭部長 吉村 晴美
(公印省略)

「学童保育及び児童館に関する要望」について(回答)

日ごろより、児童館・学童クラブ事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。新宿区学童保育連絡協議会会長からいただきましたご要望について、下記のとおりお答えいたします。

要望

1. 学童クラブ事業を継続的、安定的に堅持し適正にこれを運営してください。
2. 保護者に対し学童クラブと放課後子どもひろばの本質的差異を明確にしてください。
3. 児童館を維持してください。児童館のない地域については、児童館またはこれに代わる施設等を新設してください。

(回答)

- 1 新宿区では、これまで放課後の子どもの居場所として学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。

第 3 次実行計画(素案)で、増大し、多様化しているニーズに、放課後子どもひろばの機能拡充により対応していく方向をお示ししていますが、新宿区次世代育成支援計画においては、さらに需要増が見込まれる地域については、学童クラブの定員拡充を検討していくこととしています。

なお、保護者の送り迎えが必要な保育園児等とは異なり、小学生は、1人で登校し、1人で下校できる児童です。新宿区では、放課後子どもひろばを全小学校で整備し、保護者の帰宅まで小学校内で安心して過ごせる環境を整えています。このため、「日中(正午以降)4時間以上不在である」等の利用要件の変更は考えておりません。

育児休暇中についても、保護者が自宅にいて、児童館や放課後子どもひろばの利用など放課後の過ごし方をお子さんと相談したり、帰宅時間の約束な

どができる環境であり、保護が必要な状況とは考えておりません。

- 2 学童クラブと機能拡充・通常の放課後子どもひろばの違いについては、平成 26 年 11 月に区立小学校の全児童及び保育園、子ども園、幼稚園の年長児の保護者にチラシを配布し、12 月からの新年度の申請書配布時には、各現場職員により丁寧に説明しております。また、平成 27 年 2 月の全区立小学校の新 1 年生保護者会でも説明しています。

今年度については、全区立小学校の第二回学校説明会にて、学童クラブと放課後子どもひろば事業についての説明をしました。12 月には、ホームページを更新するとともに、昨年同様、申請書配布時の説明も丁寧に行っていきます。また、平成 28 年 2 月の全区立小学校の新 1 年生保護者会でも説明する予定です。

- 3 児童館は 18 歳未満の全ての子どもを対象とし、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担う施設であり、各施設の特色を活かしたサービスをさらに充実させていきます。また、中長期修繕計画の中で児童館も施設の維持保全を計画的に図ることとなっており、児童館を廃止する計画はありません。なお、児童館は、新耐震基準に基づく工事を平成 20 年度までにすべて終了しております。

一方、区ではすべての区立中学校の学区域に計 20 か所の児童館・児童コーナーがあります。また、小学生の放課後の居場所としては、区立の全小学校 29 校に放課後子どもひろばを開設するとともに、30 か所の学童クラブも整備しており、児童館・児童コーナーの新設は考えておりません。

なお、各学童クラブでは、放課後子どもひろばのさまざまな事業・行事や近隣児童館の行事に参加するなど、今後とも各事業との連携に努めてまいります。

【問い合わせ】

子ども家庭部子ども総合センター児童館運営係
5 2 7 3 - 4 5 4 4